

# 新潟市民芸術文化会館

## チケット販売受託に関する基本規約

本規約には、公益財団法人新潟市芸術文化振興財団(以下「財団」という。)がりゅーとぴあ新潟市民芸術文化会館(以下「当館」という。)にて公演チケット販売の受託するにあたり、チケット販売を委託する者(以下「委託者」という。)に適用される条件を記載しております。

(販売を受託する条件)

第1条 財団が販売受託を行う条件は、下記各号を全て満たすものとします。

- (1) 財団が当館の施設利用を許可した公演のチケットであること。
  - (2) 委託者は前号の施設利用を許可された者であること。
  - (3) チケット料金が有料であること。
- 2 販売受託した公演チケットは、当館2階インフォメーションにて午前11時から午後7時まで販売をいたします。ただし、販売期間は最長で公演の前日までとし、当館が休館の日は販売をいたしません。
  - 3 公演チケット購入者の支払方法は現金精算のみとし、クレジット・振込等その他の精算は行いません。

(販売委託のお申込み)

第2条 委託者は財団へ以下の書類を提出し、財団はこれをもって販売を受託したことになります。

- (1) 新潟市民芸術文化会館チケット委託販売依頼書兼納品書(以下「依頼書」)
  - (2) 座席図(販売する席を席種ごとに色分けして明記した図面)
- 2 前項の提出後、当館へ公演チケットを納品してください。

(精算)

第3条 前条にて提出した依頼書に記載のチケット販売期間終了後、下記各号いずれかの方法にて精算処理を行います。なお、残券の引き渡しは当館で行います。

- (1) 振込精算  
チケット売上額確定後、委託者が指定する口座へ銀行翌営業日に振込いたします。振込の手数料は委託者の負担となります。
  - (2) 現金精算  
公演日に、委託者へ現金でお渡しいたします。領収書・印鑑をお持ちください。精算額が5万円以上の場合、収入印紙も必要となります。
- 2 前項の精算処理における精算額とは、チケット売上額から販売手数料5%を差し引いた金額となります。